

武蔵村山市 子どもの未来応援プラン

(令和2年度～令和6年度)

概要版

子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山



令和2年7月
武蔵村山市



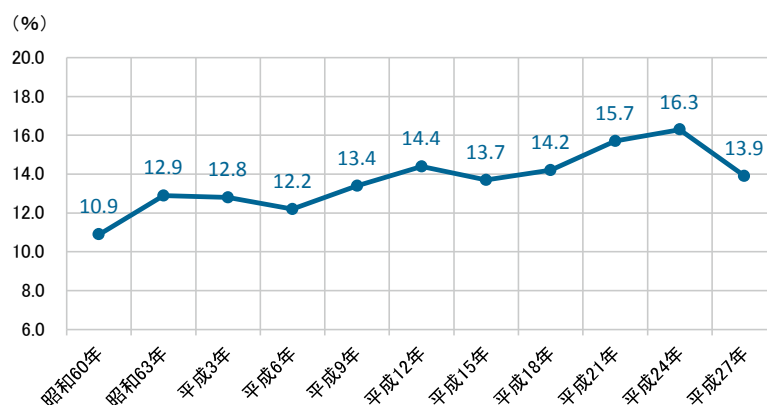
応援プラン策定の背景

この概要版では「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」のことを「応援プラン」といいます。

日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率[※]は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加しました。平成27年には13.9%と改善されましたが、いまだに**7人に1人の子どもが貧困の状況**にあると報告されています。

● 子どもの貧困率



(厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」)

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。令和元年9月には同法の一部を改正する法律が施行されています。

子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進する取組の基本方針や重点的な施策を示すものとして、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定し、見直しを行った新たな大綱を令和元年11月に閣議決定しています。

東京都の取組

東京都は、「東京都子供・子育て支援総合計画」の中で子どもの貧困対策を総合的に進めることとしています。

[※]国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。

本市の子どもと家庭の状況

●子どものいる世帯の割合

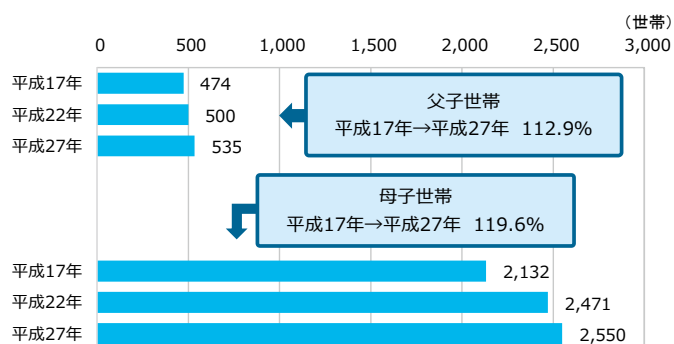
18歳未満の世帯員のいる一般世帯の割合は低下の傾向にあるものの、東京都及び全国を上回っています。本市では、一般世帯のうち約4分の1の世帯に子どもがいることになります。

18歳未満世帯員がいる一般世帯割合	平成22年	平成27年
武蔵村山市	27.7%	25.3%
東京都	17.4%	17.2%
全国	23.1%	21.5%

(国勢調査 平成22年、平成27年)

●世帯構造

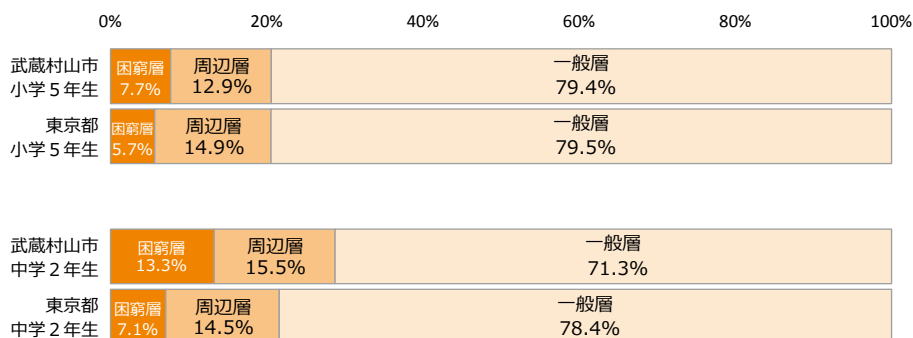
核家族のうち、父子世帯、母子世帯（ひとり親の二世帯世帯）がいずれも増加傾向にあります。母子世帯の方が父子世帯よりも増加率が高くなっています。



(国勢調査 平成17年、平成22年、平成27年)

●支援が必要と考えられる子どもの割合

本市で実施した「生活実態調査」では、東京都の同様の調査と比べると、小学5年生、中学2年生とも支援が必要と考えられる子どもの割合が高くなっています。



※東京都：平成29年3月「東京都子供の生活実態調査」

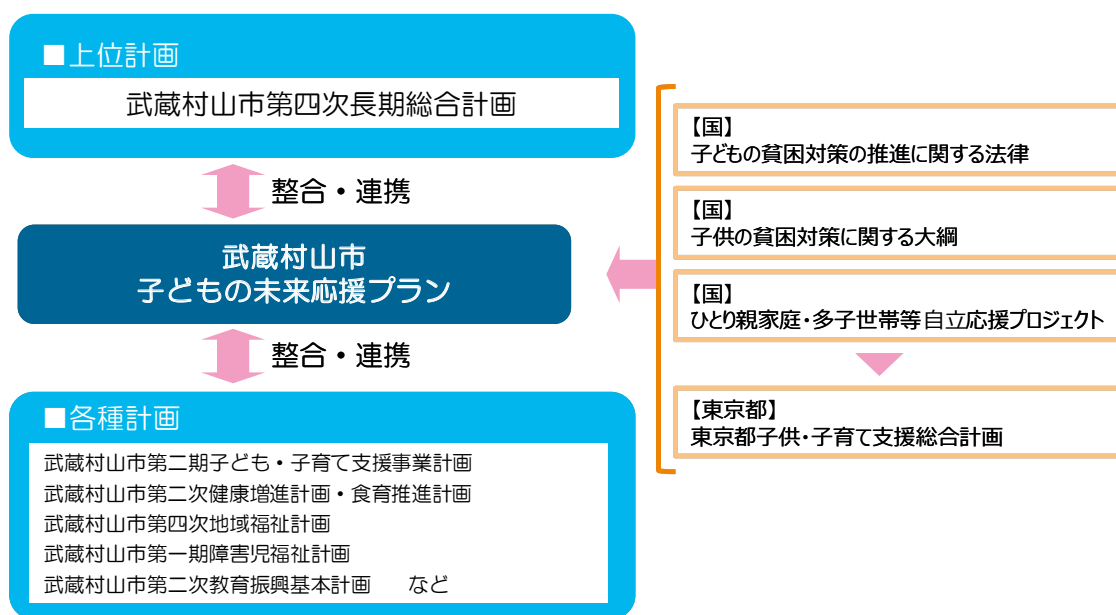
※東京都と本市は調査年度が異なり、低所得の判断に使用する国民生活基礎調査の年度も異なるため厳密な比較はできません。

応援プランの概要

応援プランの性格と位置付け

この応援プランは、子どもの貧困対策法第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものです。

「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とし、「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」など関連の深い計画との整合・連携を図りながら、国・東京都の取組も勘案して策定しています。



計画期間と対象

● 応援プランの計画期間

この応援プランは、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

● 応援プランの対象

この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象です。

特に、経済的な困難をはじめ、そこから派生する様々なニーズを抱える子ども及びその家庭とします。

応援プランの基本的な考え方

基本理念

子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山

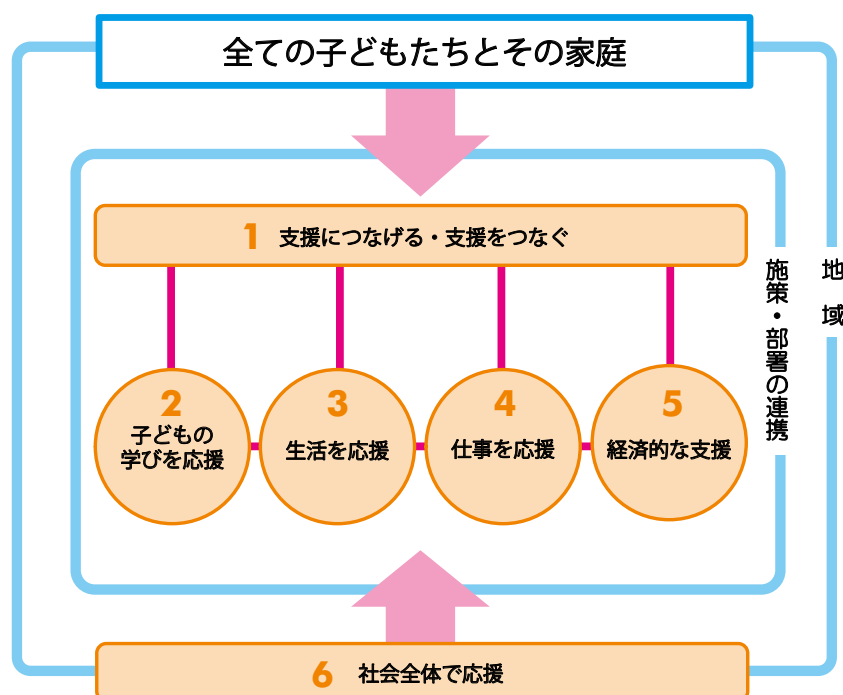
～ 全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する ～

子どもの貧困対策は、現在経済的な困難を抱える子どものみならず、将来的にその状況に置かれる可能性のある子ども、さらには生まれ育った環境にかかわらず全ての子どもたちに対して講じるべきものであり、関連する取組は本市における子どもや子育て家庭に関する様々な事業分野に存在します。

また、行政や地域など、社会全体のもてる力を連携させ、全ての子どもたちとその家庭を見守り、幸せな未来を市を挙げて応援する計画であることから、「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山」を基本理念として設定します。

応援プランによる施策等連携のイメージ

地域の全ての子どもたちとその家庭に対して、庁内各部署の連携を図る子どもの貧困対策推進連絡会を活用した施策・部署の連携により様々な支援をつないでいきます。その仕組み全体を地域など社会全体が応援していきます。



基本目標

基本目標 1 支援につなげる・支援をつなぐ

貧困の連鎖を断ち切るためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築が重要であり、子どものことを第一に考えた適切な支援を、包括的かつ早期に講じていく必要があります。

市民から分かりやすいワンストップの相談窓口「市民なやみごと相談窓口」の周知と利用促進、保護者や子どもに接することのできる各種相談事業の連携、健診など様々な場と機会の活用を通じて、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭を早期の段階で把握し、支援につなぐ体制を整備します。

庁内各部署・各機関の連携により、支援施策をつなぎ、社会の支えを必要とする子どもや家庭に確実に支援を届ける体制をつくります。



基本目標 2 子どもの学びを応援

学校をプラットフォームとした保護者相談や支援の充実に努めます。

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や世帯の経済状況によらず、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、子育て家庭の教育・学習に関わる支援を行います。

多様な状況にある子どもたちへ、それぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育む機会や学び場の提供を行います。



基本目標 3 生活を応援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て支援サービスを充実し、未就学児の親子や就学後の子どもの安全・安心かつ様々な体験機会を提供する居場所を確保して、現在から将来にわたって全ての子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう支援します。

妊娠・出産期からの子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、生活の基礎となる住まいの確保、家事の補助、養育費確保のための支援等を行います。



基本目標 4 仕事を応援

就労による収入は家庭生活の経済的基盤の中心となり、生活の安定にも資するものであることから、就労相談や資格取得等就労支援の充実に図り、仕事先の確保、より安定した収入を得られる就労確保のための支援を行います。また、ひとり親家庭に対する自立支援の取組を進めます。



基本目標 5 経済的な支援

母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで、保育や子どもの育成、医療費などの多方面から、子育てに関連する各種手当など経済的負担の軽減につながる援助を行います。また、ひとり親など家庭の状況に応じた経済的支援を行います。



基本目標 6 社会全体で応援

地域で子どもたちを支える市民活動への支援や、子どもの貧困に関する啓発活動により、社会全体で子どもたちの未来を応援する、まちづくりに取り組みます。



施策の体系

基本理念	基本目標	取組の分野
子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山	1 支援につなげる・支援をつなぐ	1-1 情報提供・相談体制の充実 1-2 課題や悩みの早期把握 1-3 支援の連携体制整備
	2 子どもの学びを応援	2-1 学校をプラットフォームとする支援 2-2 教育費負担の軽減 2-3 地域における学習支援等
	3 生活を応援	3-1 子育て支援サービスの充実 3-2 子どもの居場所づくり 3-3 親子の健康づくり 3-4 生活全般に関する支援
	4 仕事を応援	4-1 保護者の就労支援 4-2 ひとり親家庭の自立支援
	5 経済的な支援	5-1 子育てに関する経済的支援 5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等
	6 社会全体で応援	6-1 市民活動への支援 6-2 市民への啓発活動

応援プランの推進

応援プランの推進

この応援プランの取組は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなどの広範囲にわたることから、全庁を挙げて施策を推進していきます。

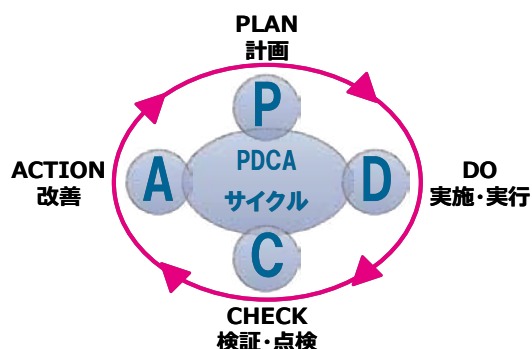
また、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等がこの応援プランの基本理念を共有し、それぞれが主体的な取組と協働を行えるよう、広報・啓発に努めます。

国・東京都等との連携

本市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズ、置かれている状況を把握するよう努め、国や東京都等の取組を十分に活用するよう図ります。

進捗状況の確認と推進

計画期間中においても、PDCA サイクルによる進捗の確認と見直しを含めて、子どもの貧困対策推進連絡会を活用した計画推進を図ります。社会情勢や国の施策動向など時代の変化に対応するため、特に関連性の高い「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」の実施状況とも整合性を確保しつつ改善・推進を図ります。



武蔵村山市市民なやみごと相談窓口

市民の皆様の生活や福祉に関する悩みごとについての相談をお受けするため、市民なやみごと相談窓口を市役所 1 階に開設しています。

相談する担当課が分からない、複数の課題を抱えている、何らかの理由で経済的に困窮している（困窮する可能性がある）など、そのようなときは当窓口を利用してください。

発行年月：令和 2 年 7 月

発行：武蔵村山市

編集：武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

住所：〒 208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

T E L：042-565-1111（内線番号：155・156）